

鎌倉市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年（2025年）9月17日から令和7年（2025年）10月1日まで一般の縦覧に供します。

令和7年（2025年）9月17日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
3	市道209-068号線	台三丁目	666番13	台五丁目	539番2	5.34～7.50	52.08
4	市道209-068号線	台三丁目	666番12	台五丁目	537番5	16.43～19.53	2.00
5	市道056-004号線	台三丁目	666番11	台四丁目	1063番3	3.89～4.00	12.43
6	市道056-004号線	台三丁目	666番10	台四丁目	1065番3	3.80～4.01	39.93
7	市道056-004号線	台三丁目	666番9	台四丁目	1099番1	2.93～4.00	28.06

変更後

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
3	市道209-068号線	台三丁目	666番14	台五丁目	539番2	6.03～7.61	52.08
4	市道209-068号線	台三丁目	666番8	台五丁目	537番5	16.43～21.49	2.00
5	市道056-004号線	台三丁目	666番8	台四丁目	1063番3	4.00～4.01	12.43
6	市道056-004号線	台三丁目	666番8	台四丁目	1065番3	4.01～4.01	39.93
7	市道056-004号線	台三丁目	666番8	台四丁目	1099番1	2.93～4.01	28.06

2 市道路の供用開始

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
6	市道209-068号線	台三丁目	666番14	台五丁目	539番2
7	市道209-068号線	台三丁目	666番8	台五丁目	537番5
8	市道056-004号線	台三丁目	666番8	台四丁目	1063番3
9	市道056-004号線	台三丁目	666番8	台四丁目	1065番3
10	市道056-004号線	台三丁目	666番8	台四丁目	1099番1